

期 間 入 札 の 公 告

令和 7 年 5 月 7 日

水戸地方裁判所民事部

裁判所書記官 武 井 淳 子

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7 年 6 月 6 日 午前 8 時 30 分から 令和 7 年 6 月 13 日 午後 5 時 00 分まで
開札期日	日 時 令和 7 年 6 月 20 日 午前 10 時 00 分 場 所 水戸地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 令和 7 年 7 月 11 日 午前 10 時 00 分 場 所 水戸地方裁判所民事部
特別売却 実施期間	令和 7 年 6 月 23 日 午前 9 時 00 分から 令和 7 年 6 月 24 日 午後 5 時 00 分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規 則 33 条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7 年 5 月 7 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 笠間市住吉字西原 |
| | 地 番 | 1 6 7 4 番 6 0 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 6 6 2. 0 2 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 笠間市住吉字西原 1 6 7 4 番地 6 0 |
| | 家屋 番号 | 1 6 7 4 番 6 0 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造スレートぶき 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 6 9. 9 2 平方メートル
2 階 6 0. 4 5 平方メートル |



物 件 明 細 書

令和 6年12月 4日

水戸地方裁判所民事部

裁判所書記官 清 田 真理奈

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実とそれに基づく法律判断に関して、執行裁判所の裁判所書記官の一応の認識を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では別ファイルとして備え付けられています。



11

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 笠間市住吉字西原 |
| | 地 番 | 1 6 7 4 番 6 0 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 6 6 2. 0 2 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 笠間市住吉字西原 1 6 7 4 番地 6 0 |
| | 家屋 番号 | 1 6 7 4 番 6 0 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造スレートぶき 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 6 9. 9 2 平方メートル
2 階 6 0. 4 5 平方メートル |



令和 6年(ケ)第 134号

令和 6年 9月 9日受理

令和 6年10月25日提出

現況調査報告書

水戸地方裁判所

執行官 藤 沢 靖 博

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 笠間市住吉字西原 |
| | 地 番 | 1 6 7 4 番 6 0 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 6 6 2 . 0 2 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 笠間市住吉字西原1 6 7 4 番地6 0 |
| | 家屋 番号 | 1 6 7 4 番 6 0 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造スレートぶき2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 6 9 . 9 2 平方メートル
2階 6 0 . 4 5 平方メートル |

不 動 産 の 表 示	「物件目録」のとおり		
住 居 表 示	(未実施)		
土 地	物件 1		
現 況 地 目	■宅地 (物件 1) □公衆用道路 (物件) □雑種地 (物件)		
形 状	□公図のとおり □地積測量図のとおり □建物図面 (各階平面図) のとおり ■土地建物位置関係図のとおり		
占 有 者 及 び 占 有 状 況	■土地所有者 □その他の者 上記の者が本土地 (物件 1) 上に下記建物を所有し、占有している □「占有者及び占有権原」のとおり		
下記以外の建物 (目的外建物)	■ない □ある (詳細は「目的外建物の概況」のとおり)		
そ の 他 の 事 項			
建 物	物件 2		
種類、構造及び 床面積の概略	■公簿上の記載とほぼ同一である □公簿上の記載と次の点が異なる (□主たる建物 □附属建物) □種 類: □構 造: □床面積:		
物件目録にない 附 属 建 物	■ない □ある { 種 類: 構 造: 床面積:		
占 有 者 及 び 占 有 状 況	■建物所有者 (A) □その他の者 上記の者が本建物を 居宅 として使用している。 □「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の敷地 (目的外土地)	■ない □ある (詳細は「目的外土地の概況」のとおり)		
そ の 他 の 事 項	1 番犬・ペットの室内飼いを原因として、内壁や床等に損傷などがある旨、 陳述 (3枚目) がなされている。多数箇所・広範囲と思われる。		
執 行 官 保 管 の 仮 処 分	■ない □ある { 地方裁判所 支部 年 () 第 号 保管開始日 年 月 日		
土地建物の位置関係	□建物図面 (各階平面図) のとおり ■土地建物位置関係図のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(2枚目)

関係人の陳述等	
陳 述 者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ A (所有者)	1 本物件では私が1人で暮らしています。よって全部・一部を貸していることはありません。 2 本物件に関して、境界線の紛争や土壌汚染・埋設物の異常はありません。事件・事故の発生はありません。太陽光発電機は設置されていません。第三者が所有する動産が設置・残置されていることはありません。 (令和6年9月11日の電話による陳述) 1 本建物には、大きなドーベルマン1頭を番犬として飼っています。獰猛な犬種なので、知らない人物が立ち入ると咬傷事故になると思います。よってできるだけ現況調査の日時である10月2日の午後0時30分は、本建物に在宅したいと考えています。急に仕事が入る様なときは、事前に執行官に電話します。 (令和6年9月12日の電話による陳述) 1 今、玄関から激しく出ようとしたのが、6～7年前から番犬として飼っているドーベルマンです。金属製の鎖をしていても、知らない人物に興奮して暴れ出しますので、首輪等がはずれて咬傷事故を起こす危険があります。その様なことが無い様、今日は精一杯、鎖等を握るつもりですが、性質上、結果はお約束できません。 2 本土地上に当該犬専用の犬舎を設置しましたが、見ていただくとわかるように、歯で鉄の檻を複数箇所、噛みちぎった跡があります。逃走事故を起こす様になると、近隣の住民の方に甚大な被害が出ますので、家の中で飼育しています。 3 本日の現況調査のために、笠間市内のペットホテルや獣医さんで一時的にでも当該犬を預かっていただける所がないかと探しましたが、危険な犬種なので、全て断られました。 4 本物件には私が暮らしていますので、雨漏りの様に生活上の重大な支障をもたらす損傷は、本建物にはありません。しかし、当該犬や他の2匹のペット（フレンチブル、ビーグルを各1匹、2～3年の室内飼い）の関係で、内壁クロス等や床・建具などに噛んだり、爪による損傷が多くあります。設備に関しては、トイレ等の水の流れが悪くなる場合があります。 5 土地上に動産類がありますが、いずれも仕事で私が預かった物でいずれ持ち主に返す物です。 (令和6年10月2日の面談による陳述)

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(3枚目)

執行官の意見

- 1 本件各物件の状況は、土地建物位置関係図、建物間取図及び添付した写真のとおりである。なお本図はいずれも測量を経ておらず、概測による概況（概略）を示すにとどまるため、実際の土地・建物や間取りと異なる場合がある。
- 2 本現況調査は、以下の経緯・理由により本建物内に立ち入らずに実施を終えた。
 - (1) 現況調査開始時に、かなりの大型ドーベルマン1頭（犬）が、玄関の隙間から執行官・評価人・立会人に向かって突進してくる状況が確認できた。知らない人物の来訪により興奮したものと推定された。飼い主は身を挺してとどめたが、首輪・鎖をしている状況でも犬の力が強く、飼い主においても制止が危うい状況にあった。
 - (2) 玄関のドアを取りあえず閉めて、Aおよび執行官ならびに評価人、立会人で現況調査に関して協議をした。Aからは以下が述べられた。①窃盗の被害に遭ったため6～7年前から留守中の番犬としてドーベルマン1頭を飼うようになった。②当該犬は知らない人物に対して攻撃性が強く、鎖を噛みちぎったりして飼い主でも突進を制止できないことがある。③本土地にドーベルマン専用の犬舎を設けたが、以前、犬が歯で鉄柱を噛みちぎり、脱走寸前になった。④今般の現況調査で関係人への咬傷事故・当該犬の逃走事故を回避する為、笠間市内のペットホテルや獣医をあたったが、大型の凶暴性のある犬種であること等から一時的な預りをどの店舗・医院からも拒絶された。
 - (3) 本協議において評価人から、本件については建物内に立ち入らなくとも評価が可能である旨が述べられた。本建物内の状態に関する評価人の質問に対し、Aは協力的に陳述していた。立会人からは、執行官・評価人・立会人に危険が及ぶ可能性があることから、建物内への立入りは行わない方が良い旨の意見が出された。
 - (4) 仮に、専門業者による装備を準備したとしても、当該犬による評価人・立会人への咬傷事故や犬自体の損傷・逃亡は完全には防ぐことができない。他方で、一旦それらが生じた場合の損害・近隣住民の恐怖感や、警察の捜索等の被害・社会的負担は甚大である。一方でAは現況調査に協力的であり、執行官の占有認定や評価人による物件の評価はAの陳述や他の資料から可能であった。よって、やむなく冒頭の結論とした。
- 3 本件の買受人（入札人）における留意点（リスク）は、以下のとおりである。
 - (1) 2枚目「その他の事項」に記載したとおりである。クリーニングや内壁等の室内傷の修繕に関して、相当程度の修理費用が想定される。
 - (2) 通常の現況調査でも土地のボーリング調査や地盤・地質調査、建物の設備の可動確認は実施しないため、本件においても同調査は行っていない。よって土壤汚染や埋設物、地盤の異常、設備の故障の有無について本調査では保証できない。なお、Aからはトイレ等の水の流れが悪くなる旨が述べられた。
 - (3) 本事案が引渡命令（民事執行法83条）に伴う不動産引渡執行に移行した場合に、当該犬の対応について高額な執行費用が生じる可能性は否定できない。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(4枚目)

(調査経過用)

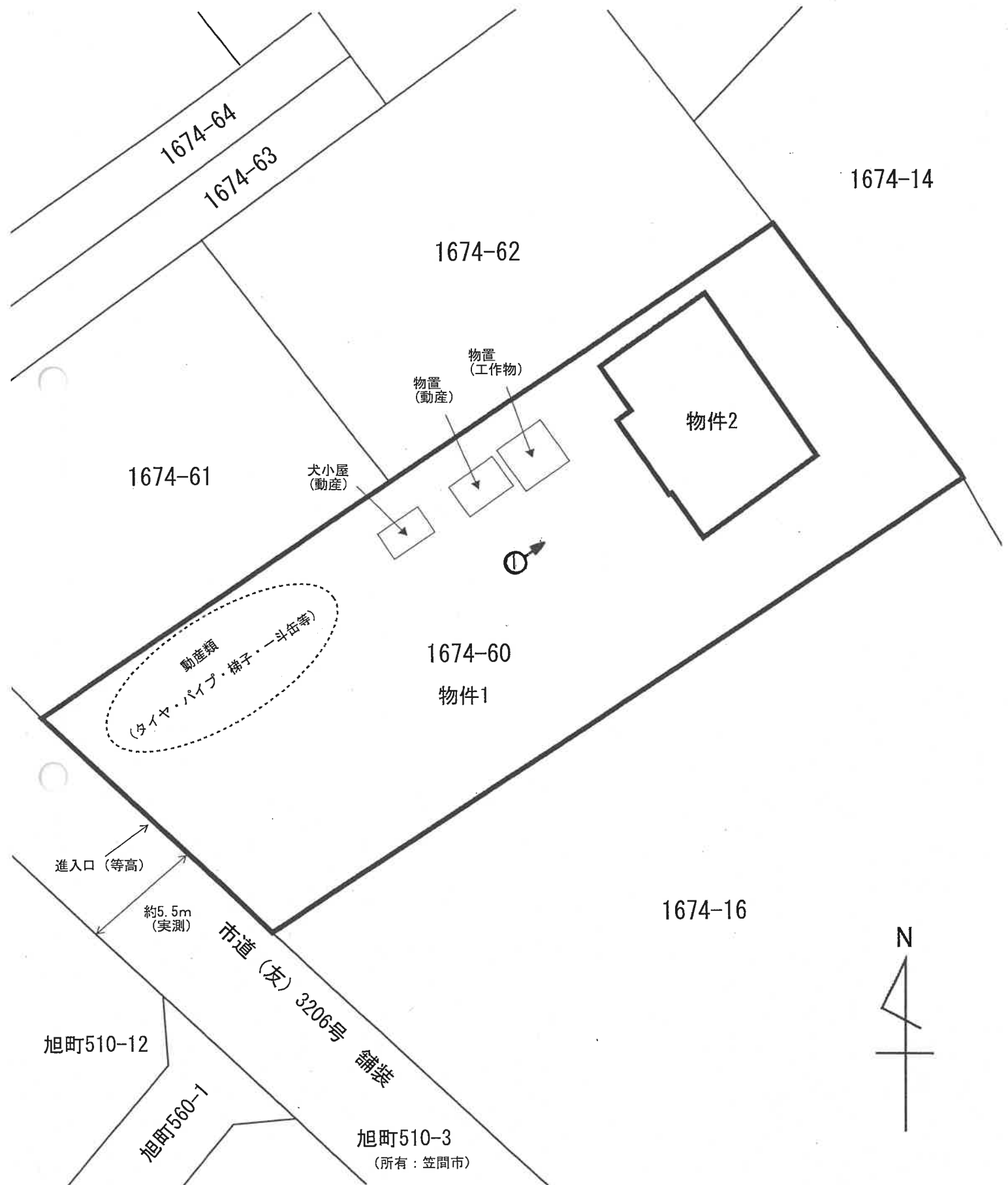
調査の経過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
令和6年9月10日	当庁執行官室	■市町村の固定資産税担当課に公用申請(調査嘱託)を実施する。(郵送、投函)
令和6年9月11日	当庁執行官室	■A宛に現況調査の日程や概要を説明した文書を発送する。(郵送、投函)
令和6年9月11日 17:40-17:50 令和6年9月12日 16:40-16:45	当庁執行官室	■Aから電話があり、陳述を取得する。
令和6年10月2日 12:20-12:45	物件所在地	■物件特定、占有等の調査 ■写真撮影 ■Aと面談し、陳述を取得する。 ■評価人と同行する。 ■評価人により各種図面が作成される。
年 月 日 : - :		
年 月 日 : - :		
(特記事項) ■ 令和 6 年 1 0 月 2 日 目的物件は現況調査の上で、立会人及び解錠技術者が必要になることも否定できなかったの で、各者を同行して臨場することとした。 □ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていた。立会人Bを立ち会わせて建物内に立ち入った。調査後、 立入り時と同様の状況に復して(再施錠して)退去した。 □ 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(5枚目)

土地建物位置関係図

令和6年(ケ)第134号



←○写真撮影位置方向

※この図面は現地概測等により作成したものであり、実測図ではありません。

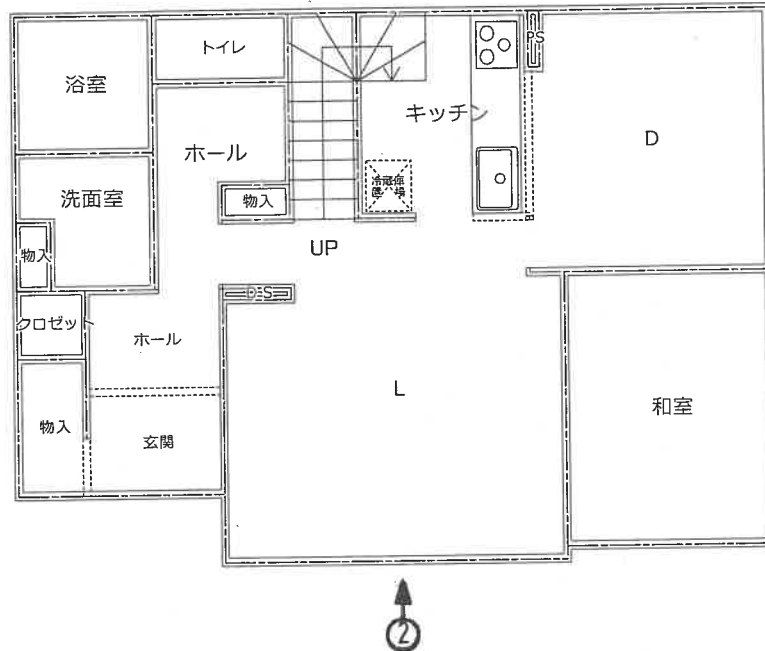
建物間取略図

令和6年(ケ)第134号

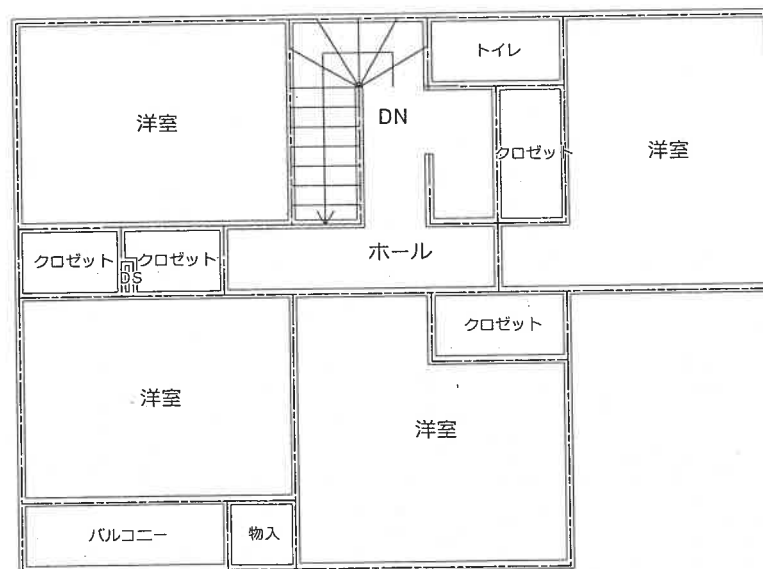
物件2：居宅

木造スレートぶき2階建

1階 69.92㎡(登記に同じ)



2階 60.45㎡(登記に同じ)



←○写真撮影位置方向

※この図面は建物内部の立入調査に基づくものではなく、入手資料に基づいた間取の概略を示すものであり、現況と異なる場合があります。



一部においてマスキングをしています。

No. 1



建物外部から戸を開かないまま撮影を行いました。

(8 枚目)

No. 2

令和 6年（ケ）第	134号
令和 6年 9月 9日	受 命
令和 6年10月 2日	現地調査
令和 6年10月10日	評 価
令和 6年10月28日	提 出

水戸地方裁判所民事部 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士
立川 伸光

第1 評価額

一 括 価 格	
金 10,740,000円	
内 訳 価 格	
物件1（土地）	金 3,070,000円
物件2（建物）	金 7,670,000円

- ① 一括価格は、物件1、2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の合計価格である。
- ② 内訳価格は、配当の割付と超過売却（民事執行法73条）の判定を行うことの参考として、一括価格の内訳として算出した価格である。
- ③ 物件1の土地価格は物件2の建物のための敷地利用権価格を控除した価格であり、物件2の価格は当該敷地利用権付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、事前に物件に立ち入ることができないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は 民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ

番号	所在等	登 記	現 況
1	所在地番目積	次頁物件目録記載のとおり	
2	所家屋番号 種類 構造 床面積	次頁物件目録記載のとおり	

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 笠間市住吉字西原 |
| | 地 番 | 1 6 7 4 番 6 0 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 6 6 2 . 0 2 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 笠間市住吉字西原 1 6 7 4 番地 6 0 |
| | 家屋 番号 | 1 6 7 4 番 6 0 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造スレートぶき 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 6 9 . 9 2 平方メートル
2 階 6 0 . 4 5 平方メートル |

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位 置 ・ 交 通	J R常磐線「友部」駅南東方道路距離約2.8km 最寄バス停「緑ヶ丘団地」停留所北東方道路距離約600m (徒歩約9分)	
付 近 の 状 況	住宅を中心として、山林及び農地が混在する地域に位置する住宅地域。	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等 の個別的な規制 を考慮しない一 般的な規制)	都市計画区分 建 ぺ い 率 容 積 率	都市計画区域内・非線引地域 指定 60% 指定 200%
画 地 条 件	地積 : 662.02m ² 間口 : 約15.8m 奥行 : 約43.0m 形状 : ほぼ台形 地勢 : 平坦 高低差: 接面道路と概ね等高 接面道路との関係: 中間画地	
接面道路の状況	南西約5.5m舗装市道(建築基準法第42条第1項第1号道路に該当)	
土地の利用状況等	物件2建物の敷地として利用されている。	
供給処理施設	上水道: あり ガス配管: なし 下水道: なし (注) 供給処理施設における「あり」とは、対象物件の前面道路に該当施設の本管(以下、施設管という)がとおっており、通常のコストで敷地内への引き込みができる状態にあることをいう。「なし」とは、対象物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引き込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは前面道路に施設管は施設されていないにもかかわらず供給処理施設を利用している場合や、役場での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。	
土 壌 汚 染 の 可 能 性 の 調 査	公開資料に基づく調査及び目視による現地調査の範囲においては、土壌汚染・地下埋設物の存在等については特に確認できなかった。但し、評価人としての調査には限界がある為、詳細については別途専門家による調査を要する。	

特 記 事 項	・対象地上には物置（動産・工作物）、犬小屋（動産）が存する。また、多数の仕事道具と思われる動産類が存する。 ・北東側及び南東側隣接地との間に1m程度の高低差が存する（擁壁なし）。
---------	--

2 建物の概況及び利用状況（物件2）

区分	主たる建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日(登記記載) 平成30年 2月26日新築 経済的全耐用年数 25年 経過年数 7年 経済的残存耐用年数 18年
仕様	構造 木造 屋根 スレート葺 外壁 サイディング張 内壁 ビニールクロス貼等※ 天井 ビニールクロス貼等※ 床 フローリング等※ 設備 電気・給排水、衛生、換気設備等 その他 競売手続においては建物に附属する各種付帯設備等の動作確認ができないため、正常に作動するか否かは不明である。 ※本件については、現況調査報告書のとおり、建物内部への立ち入り調査ができなかった。よって、内装については、外部からガラス越しに見える範囲の推定であり、実際の仕様とは異なる可能性がある。
床面積（現況）	第3項目的物件欄記載のとおり
現況用途等	階層 地上2階建て 現況用途 居宅 間取り 建物間取図参照 ※間取図と現況に相違がある場合には現況優先
品等	普通
保守管理の状態	劣る
建物の利用状況	建物所有者が居住して居宅の用途に使用している。
特記事項	・外部からの確認では階段横の壁に穴が開いているのが見られた。陳述によれば、番犬・ペットの室内飼い等を原因として、内壁や床等に多数の損傷があるとのことであった。 ・新築にかかる建築確認申請がなされており、【平成29年10月24日、29CA51-0380H号、主要用途：一戸建ての住宅、工事種別：新築、建築面積：70.38㎡、延床面積：130.47㎡】、完了検査済となっている【平成30年3月22日、2017CE-1210H号】。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件1（土地）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	共有持分 割合 オ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ×オ
1	17,500	0.81	662.02	0.90		8,450,000

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価調査 笠間（県）-6

基準価格 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格
 $21,800\text{円}/\text{㎡} \times 100.0/100 \times 100/100.0 \times 100/124.4 = 17,500\text{円}/\text{㎡}$

◇時点修正：必要なし。

◇標準化補正：必要なし。

◇地域格差：街路条件+2.0 交通・接近条件▲4.0 環境条件+27.0

イ 個別格差：間口・奥行の関係▲10 規模▲10

ウ 地積：登記記載の地積。

エ 建付減価：建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

② 物件2（建物）

目的物件の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物の価格を求めた。

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床 面積(㎡) イ	共有持分 割合 ウ	現価率 エ	建物の価格 (円) ア×イ×ウ×エ
2	280,000	130.37		0.294	10,730,000

ア 再調達原価：対象建物の現状の使用資材、施工の程度等を観察し、その仕様の標準的な原価を採用した。

イ 現況延床面積：登記数量による。

エ 現 価 率

経過年数7年、経済的全耐用年数25年、経済的残存耐用年数18年、
 観察減価及び中古建物の市場性減価60%、残価率5.0%、耐用年数に基づく方法と観察減価法を併用し、現価率を査定した。

・ 現価率＝{残価率5.0%＋(1－5.0%)×(経済的残存耐用年数18年／経済的全耐用年数25年)}
 ×(1－観察減価60%)≒0.294

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) ア×イ
1	8,450,000	0.35	法定地上権	2,960,000

イ 土地利用権等割合：土地利用権を法定地上権と判定し、その割合を35%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) イ	占有 減価 修正 ウ	市場 性修 正 エ	競売 市場 修正 オ	評価額 (円) (ア±イ)×ウ×エ×オ
1	8,450,000	-2,960,000		0.80	0.70	3,070,000
2	10,730,000	+2,960,000	1.00	0.80	0.70	7,670,000
一括価格（合計）						10,740,000

ウ 占有減価修正：必要なし

エ 市場性修正：物件1 0.80 物件2 0.80

（対象建物について立ち入り調査ができず室内に思わぬ瑕疵が存在するリスク及び隣接地との間に高低差が存するリスクを考慮して、市場性修正を施した。）

オ 競売市場修正：評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

1 地価調査価格 笠間（県）-6

所 在：茨城県笠間市旭町字西原 2 0 4 番 3 1

地 目：宅 地

価 格：21,800円／㎡

位 置：J R 常磐線「友部」駅南東方道路距離約4.1kmに位置する。

価 格 時 点：令和 6年 7月 1日

地 積：235㎡

供給処理施設：水道、下水道

接 面 街 路：北西6.0m市道

用途指定等：都市計画区域内・非線引地域（建蔽率60%、容積率200%）

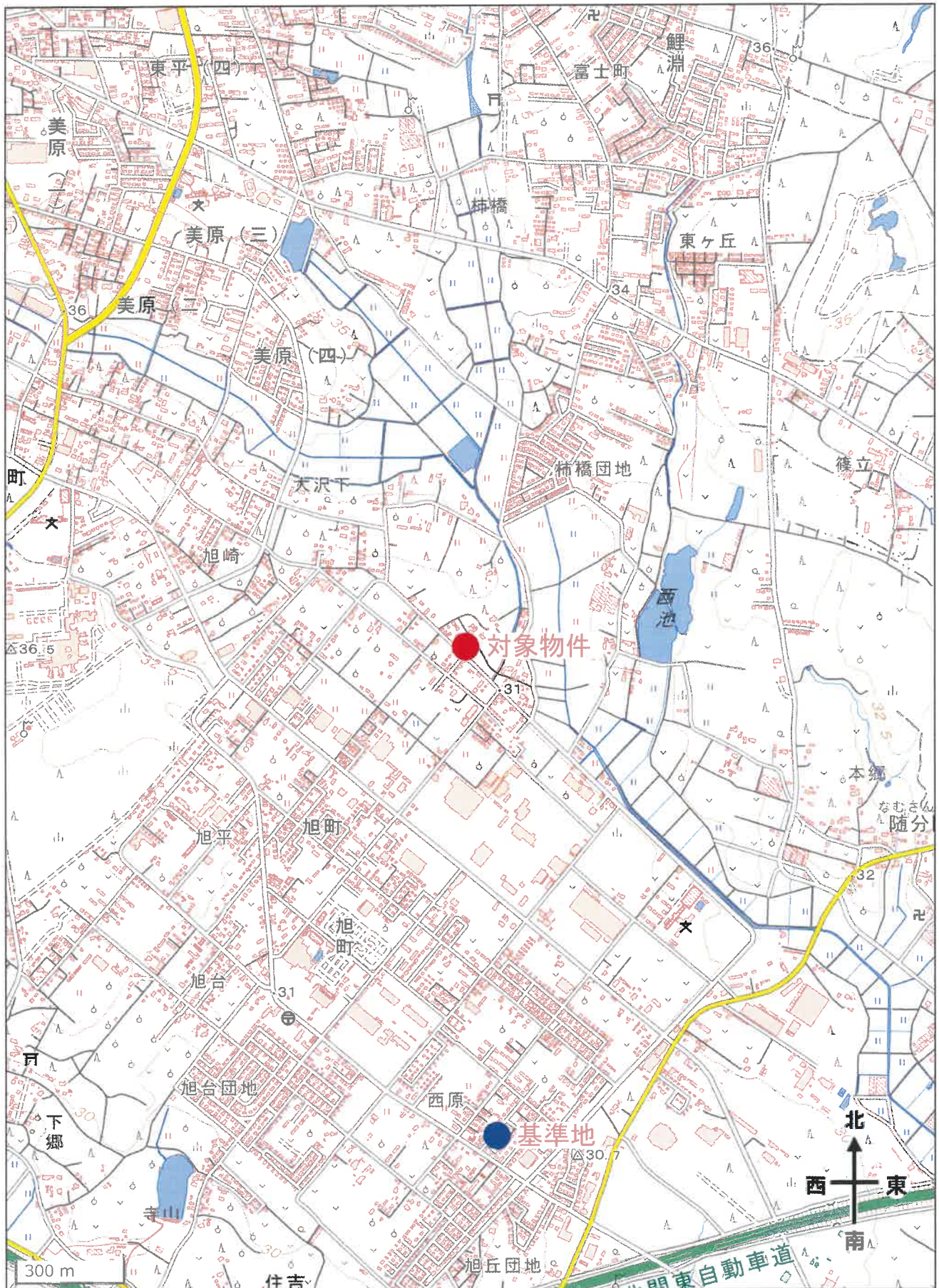
地域の概要：一般住宅が多い郊外の造成分譲住宅地域

第7 附属資料

- 1 物件位置図
- 2 周辺見取図
- 3 公図写
- 4 地積測量図写
- 5 建物図面写
- 6 土地建物位置関係図
- 7 建物間取略図

以 上

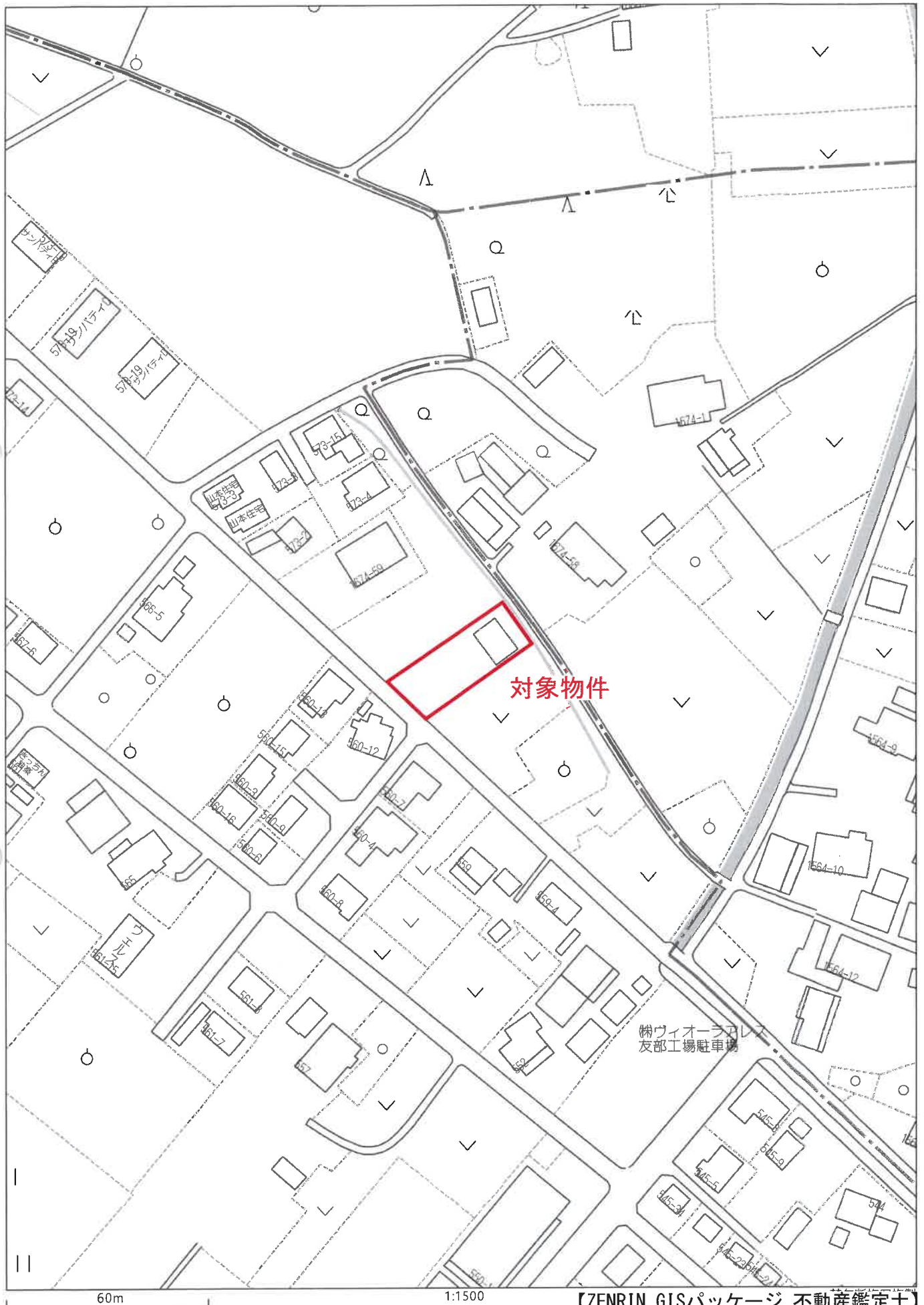
物件位置図



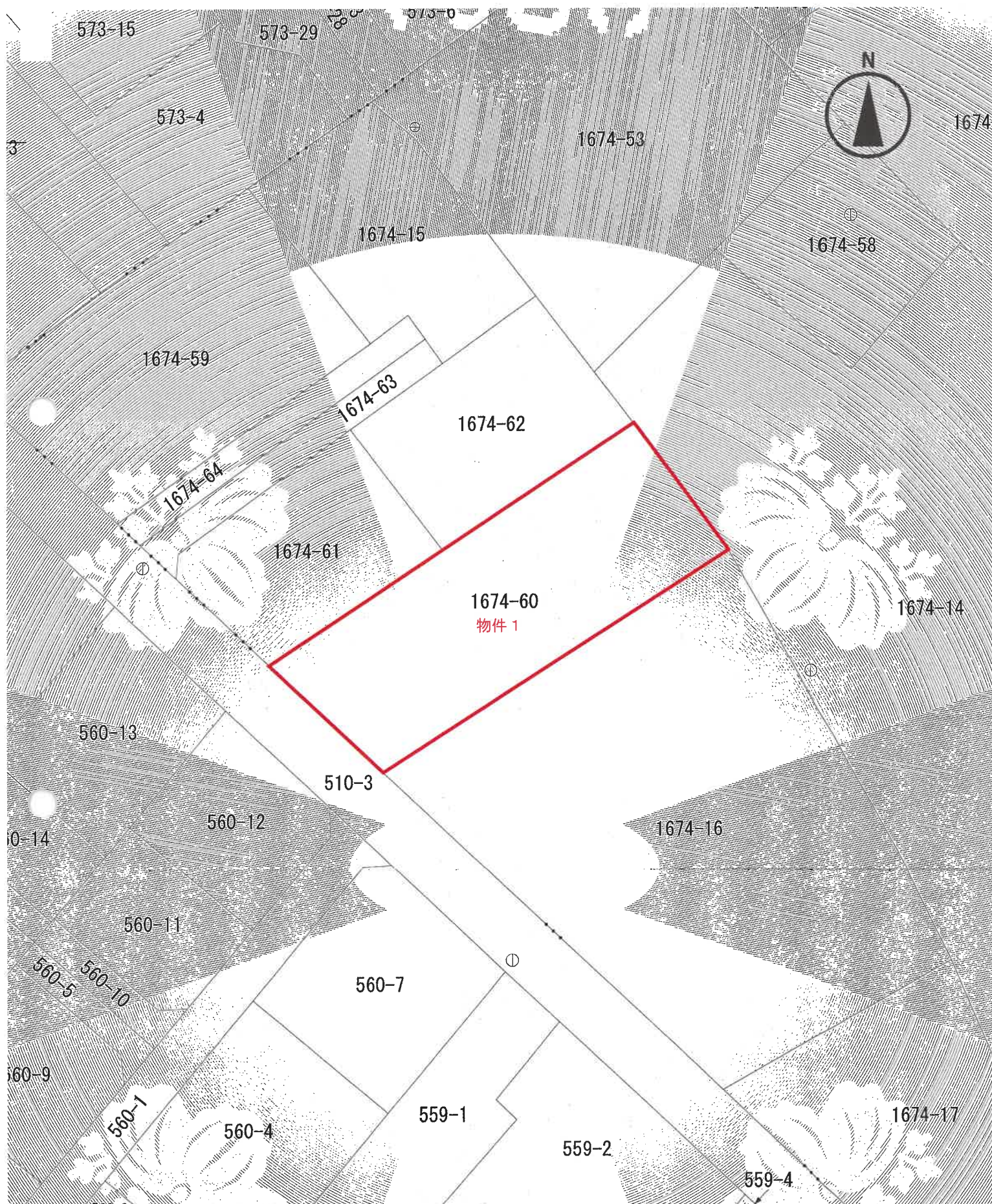
S=1 : 15,000

地理院地図 / GSI Maps 国土地理院

周辺見取図



公 圖 写

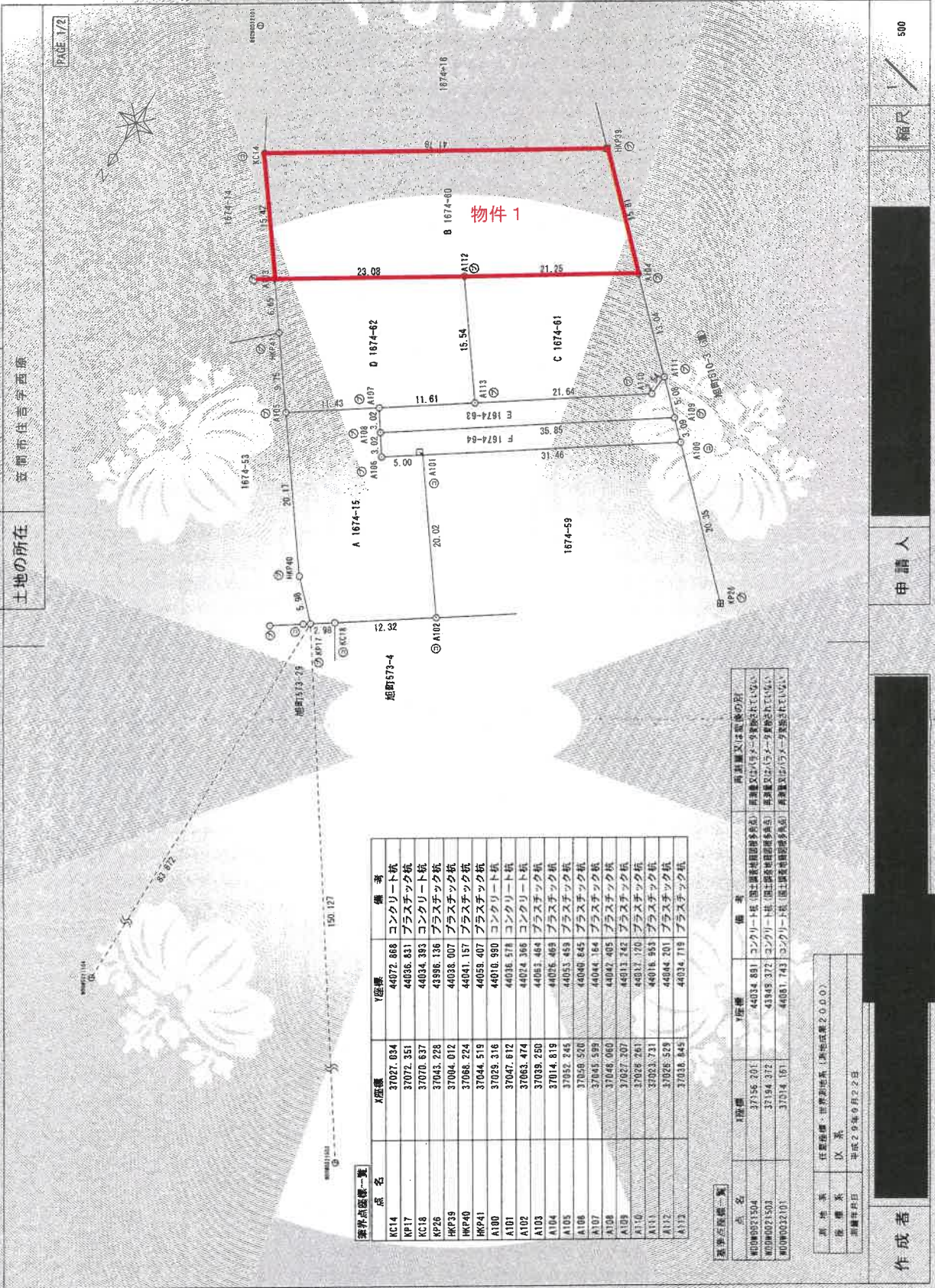

$$S = 1/500$$

地積測量図写

地積測量図

地番	1674-15 1674-60-64
土地の所在	笠間市住吉字西原

PAGE 1/2



点名	X座標	Y座標	備考
KC14	37027.034	44072.868	コンクリート杭
KP17	37072.351	44036.831	プラスチック杭
KC18	37070.637	44034.393	コンクリート杭
KP28	37043.228	43956.136	プラスチック杭
KP39	37004.012	44038.007	プラスチック杭
KP40	37068.224	44041.157	プラスチック杭
KP41	37044.519	44059.407	プラスチック杭
A100	37029.316	44010.990	コンクリート杭
A101	37047.612	44036.578	コンクリート杭
A102	37063.474	44024.366	コンクリート杭
A103	37039.260	44063.484	プラスチック杭
A104	37014.519	44076.469	プラスチック杭
A105	37052.245	44033.459	プラスチック杭
A106	37058.520	44040.845	プラスチック杭
A107	37045.599	44044.164	プラスチック杭
A108	37046.060	44042.405	プラスチック杭
A109	37027.707	44013.742	プラスチック杭
A110	37028.261	44037.120	プラスチック杭
A111	37023.731	44018.953	プラスチック杭
A112	37026.529	44044.201	プラスチック杭
A113	37038.845	44034.716	プラスチック杭

点名	X座標	Y座標	備考
KP080021504	37156.201	44034.881	コンクリート杭 (国土調査局測量点)
KP080021503	37194.372	43949.372	コンクリート杭 (国土調査局測量点)
KP080021501	37014.161	44081.743	コンクリート杭 (国土調査局測量点)

測量年度	令和2年度(平成30年度)
測量日	平成29年9月22日

作成者	申請人	縮尺	500
-----	-----	----	-----

登記年月日：平成29年10月3日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

(水戸地方裁判所管轄)
令和6年8月15日 福島地方裁判所

(A3版をA4版に縮小)

建物図面写

登記年月日 平成30年3月15日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
 (水戸地方方法務局管轄)
 令和6年8月15日 福島地方方法務局 登記官

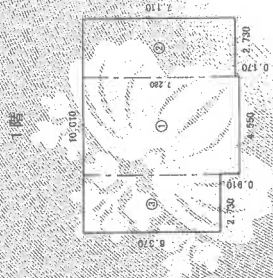
(A3版をA4版に縮小)

各階平面図

家屋番号 1674番60

建物図面

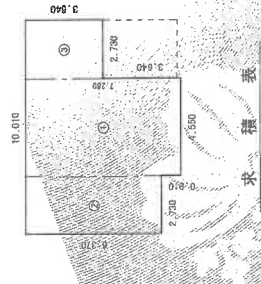
建物の所在 笠間市住吉字西原1674番地60



面積表

①	4.550 × 7.280	=	33.124000
②	2.730 × 7.110	=	19.410300
③	2.730 × 6.370	=	17.390100
合計	69.924400		
床面積	69.92 m ²		

2階



面積表

①	4.550 × 7.280	=	33.124000
②	2.730 × 6.370	=	17.390100
③	2.730 × 3.640	=	9.937200
合計	60.451300		
床面積	60.45 m ²		

作成者

縮尺 1/250

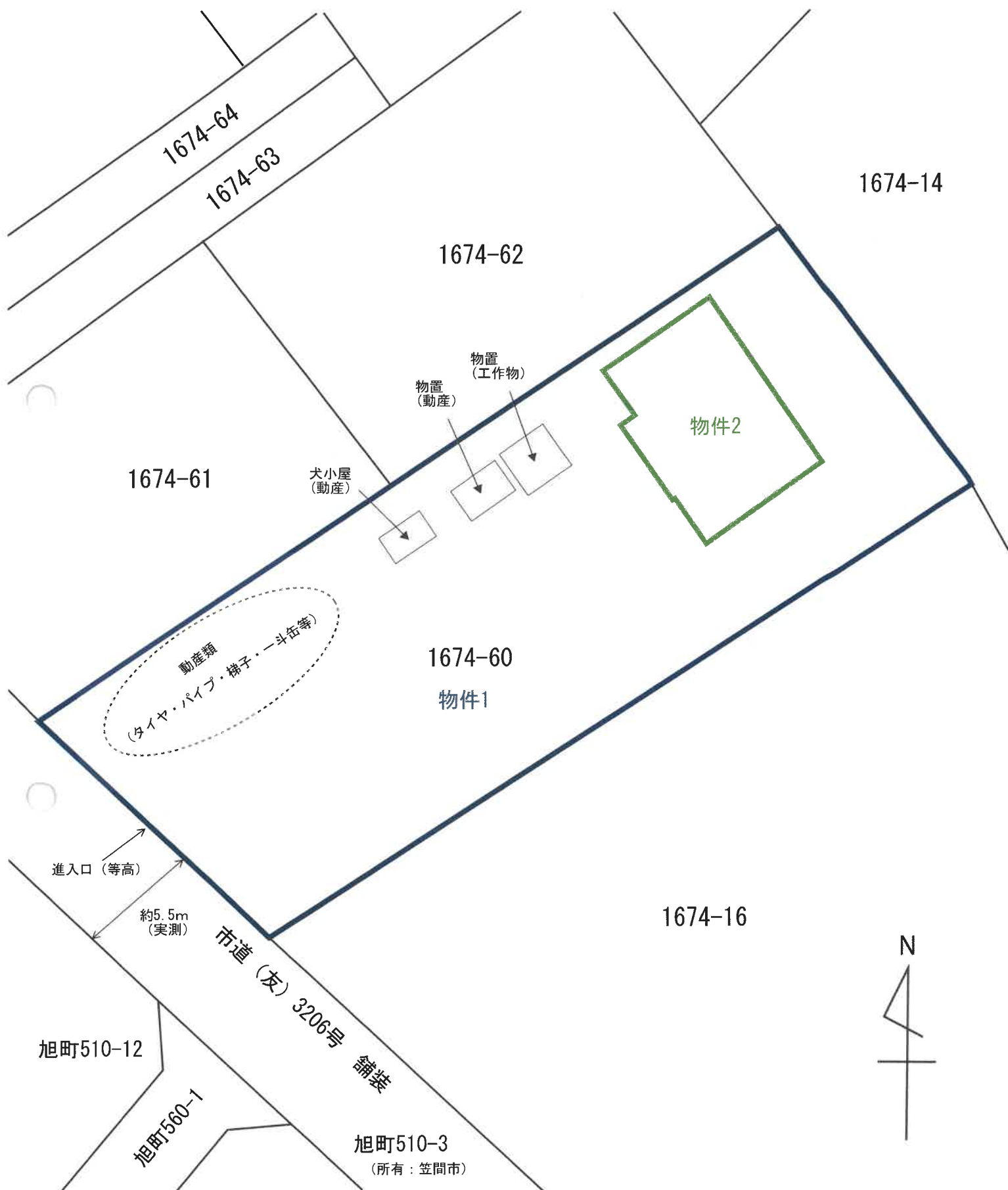
申請人

縮尺 1/500

500

土地建物位置関係図

令和6年(ケ)第134号



※この図面は現地概測等により作成したものであり、実測図ではありません。

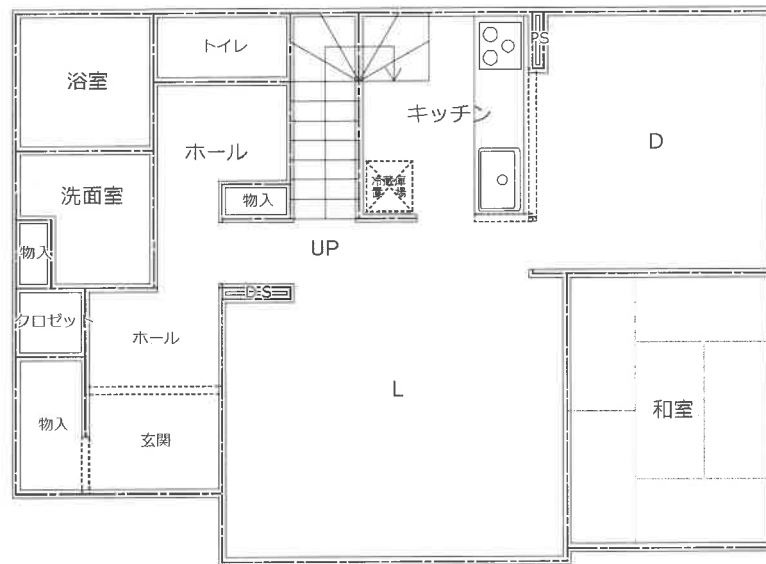
建物間取略図

令和6年(ケ)第134号

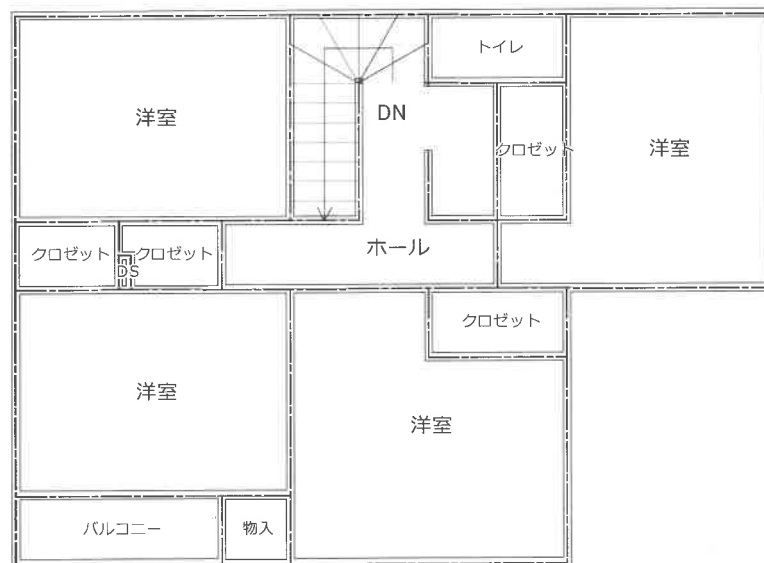
物件2：居宅

木造スレートぶき2階建

1階 69.92 m² (登記に同じ)



2階 60.45 m² (登記に同じ)



※この図面は建物内部の立入調査に基づくものではなく、入手資料に基づいた間取の概略を示すものであり、現況と異なる場合があります。